

(6面から続く)

算として四十九万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されてしまいました。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民共同の「子どもゆめ基金」も、政府出資百億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされています。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいます。

昨年十一月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が一〇七年度に小学生に貸し出した本は登録者一人当たり三十五・九冊と過去最多となり、一七四年度の調査開始時(十六・五冊)に比べ二・二倍に伸びました。この結果は子ども読書活動推進法(二〇〇一年)を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動の推進の取り組みがあらわれてきたことからも過言ではありません。

読書活動推進の取り組みがあらわれてきたにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年予算を削減するというのは、二〇〇八年の国会決議にもとるものです。

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書

若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われています。一昨年のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年十一月の若者層(十五〜二十四歳)失業率は八・四%で、全体の完全失業率五・一%を大きく上回っています。

こうした中で新卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっています。大卒予定者の就職内定率は昨年十一月一日現在で七三・一%(前年同期比でマイナス七・四ポイント)、高校新卒者は同十一月末現在で六八・一%(同マイナス九・九ポイント)と、いずれも過去最低となりました。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対応も急務です。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する政府の取り組みは、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、次の項目について、強く要請するものであります。

- 一 地域の事情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金(七十億円)をさらに積み上げる。
- 二 「訓練・生活支援給付」の恒久化、および未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用(試用雇用)」の拡充や、「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系(例：フレキシブル支援センター)」の促進を図る。
- 三 新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重く、この鑑み、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図る。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大卒出張所」の設置を推進する。
- 四 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設する。

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年一月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったこと

で自分は知らない」と、議員自身が責任をとりたくないため、会計責任者が不正行為働いた場合には監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みを作る必要がある。現行法では国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、五十万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選定段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督について「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公権行使権や被選挙権を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要請する。

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書

金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促す「中小企業等金融円滑化法」が平成二十一年十一月四日に施行され、約三月月になりました。同法は、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借りかえ等、中小企業を援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課しています。

「貸付条件変更対応保証制度」を申請できる企業の資格要件が、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は対象外となっていることから、本保証制度の対象は、信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない企業、すなわち財務体質の良い優良企業に限定されるということになり、制度の趣旨から見て対象企業は皆無であり、制度が完全に骨抜きになっていると言わざるを得ません。

実際に、これまでに利用した中小企業はわずかです。日本経済新聞社が今年一月二十一日にまとめた「中小企業経営者調査」によると、「中小企業等金融円滑化法」の利用に対して「すでに利用した」という回答は四%、「利用する予定」は二%にとまり、逆に「利用しない」「利用は難しい」はあわせて八三%にも上り、中小企業の円滑な資金繰りを行うには同法は実効性が不十分であることが明らかです。

しかも、厳しい経済情勢により、売上減少に苦しむ中小企業の資金繰りは年度末に向かつて一層逼迫することが懸念されます。

よって国は、「中小企業等金融円滑化法」の趣旨を踏まえ、一日も早く同法が真に実効性あるものとなるよう、あらゆる手段を講じるよう強く要請します。

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方自治体等からの国に対する陳情要望については昨年末より、その窓口を民主党に一元化されたことにより、政府に対して直接地方の声を届けることができなくなりました。「本当に、地方の声が国に届くのか」という不安や批判の声が各地で渦巻いています。

政府の中からも総務大臣が、昨年十一月七日に開催された「地方分権推進全国会議」(主催：地方六団体)で構成する地方自治確立対策協議会において、「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間が誰か誰かを通さないと首長と会わない」というようなことは、絶対にあつてはならない」という趣旨の発言をされています。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望を政党が一元化して受けることにより、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。

よって、政府におかれては、行政として直接、地方の声を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう強く要請します。

児童虐待防止のための親権制限を求める意見書

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められています。一方で、児童虐待防止の一時保護の増加や、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められています。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行なわれている児童虐待に対するは、新たな法整備が必要で、子どもの安全確保や、施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきです。

現行の民法には、親権を全面的に剥奪する「親権喪失」に関する規定がありませんが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点があります。このため、虐待の対応に当たっては、福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっています。

法律でも、親による子の虐待を防止するため、民法に親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していることと報じられています。

新たな法整備を行うに当たっては、父母の「親権一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなどより弾力的に親権制限を行ってほしいとするよう要請します。

「子ども手当」の全額国庫負担を求める意見書

政府が進める「子ども手当」は、二〇一〇年度限りの暫定措置として、「子ども手当」と児童手当の併給方式とし、児童手当の地方負担が継続し求められている。

本来、「子ども手当」は、民主党の公約とおり国が全額を負担すべきであり、本格的な制度の実施に当たっては、国と地方の役割分担を明確にすべく、地方の意見を踏まえ事務的経費を含む負担が生じないよう配慮し全額国庫負担すべきである。

さらに、「子ども手当」に係る地方負担については、「安心して子育てができる政策として子育て世代に痛みを押しつけることなく、直接、間接を問わず市民及び地方に負担を求めるとの思いを強く求めるものである。

企業の内部留保金課税を行わないことや年金積立金を他の政策経費に流用することのないよう強く求める意見書

政経与党議員の政治資金疑惑も重大な問題だが、日本国家にとって、より深刻な問題は、このまま政府の予算編成が進むと近い将来我が国は債務返済不能の懸念が発生し、日本国債評価が暴落するという危機的状況に陥らねない。

政権交代してなされた予算編成は、マニフェストを履行するために毎年継続的に十七兆円以上の新たな追加予算が発生するという事であり、十年続けば百七十兆円、二十年続けば三百四十兆円の新たな財源が必要となる。

現在、政府は、企業の内部留保金に課税し、さらには国民が納めている年金保険料の積立金(十兆円)も取り崩して、他の政策に流用する案を出していることは到底容認できるものではない。また、企業の内部留保は、法人税を払った後の利益で、将来の設備投資を始め企業が存続していくための原資であり、これにさらに税をかける事はまさに「二重課税」である。

さらに国民の積み立てた年金を他の政策に流用してしまおうということに至っては、犯罪行為に等しいものであり到底容認できることではない。また、現開僚である長妻厚生労働大臣からも過去には、「年金積立金は「円残らず年金給付のみに充てるべきである」と主張していた経緯もある中、政府においては、企業の内部留保課税を行わないこと。また、年金積立金を他の政策経費に流用することのないよう強く求める。

子ども手当の支給条件等の見直しを求める意見書

子ども手当法が年度内に成立し、六月から暫定措置として子ども一人に月額一万六千円の半額である一万三千円が支給されようとしている。その財源確保の本年度分(一・三兆円)については児童手当の枠組みを一年限り自治体で負担を強し、財源を確保しながらも、来年度以降の満額支給必要額(五・三兆円)の財源確保は無断削減・予算の組み替えで捻出することとしている。また、政府は「子ども子育てビジョン」で保育所の増設などを打ち出し、これに要する費用は年一・六兆円と試算され「この財源確保にも困難が考えられる」と同時に支給条件や対象に課題が存在している。その一点として政府は一律に支給することが社会全体で子育てを応援することになるとして児童手当の枠組みを残し、地方負担を求め所得制限なく一律支給としている。

二点目として児童手当の枠組みを残したため支給条件が踏襲され在日外国人家庭などで、

外国に子どもが暮らしている者にまでも支給される。子ども手当は児童手当より額が大きく、母国に子どもが一人いると半額でも年十六万円近く、満額で三十一万円以上となり、調査が困難であり、実態不明の養子縁組などが増大し、財源の増額が生じることも危惧されている。一方で、両親が外国に暮らして、子どもが日本で生活している日本人の子どもには支給されない。

政府は満額支給の実施にあわせて支給条件を見直しとして、公平・公正性並びに将来、国民が安心して暮らせる社会保障政策の財源にも配慮した見直しも含め早急に対処することを強く求める。

選択的夫婦別姓制度の早期導入と婚外子差別の撤廃を求める意見書

選択的夫婦別姓や婚外子の相続差別撤廃を内容とする法改正は、十四年前の法制審議会以来、現在に至るも実現していない。女性の多くが現実には婚姻後の夫婦の姓の変更を余儀なくされ、職業上も生活上もさまざまな不利益を被っている。先進国では婚姻後の夫婦の同姓を強制しているのは日本のみであるが、自のアイデンティティとして婚前の氏を使い続けるという生活様式の選択は、憲法に照らし十分に尊重されなければならない。

二〇〇六年の内閣府の調査では六十歳未満の年齢層では選択的夫婦別姓の導入に賛成する者が反対する者を上回り、二〇〇九年九月以降に複数の新聞社により実施された調査でも、いずれも選択的夫婦別姓の導入に賛成の者の数が反対の者の数を上回った。政府及び国会はこの国民の声を真摯に受け止めるべきである。

また、婚外子の相続差別の撤廃も国際社会の趨勢である。婚外子の相続差別は、子自身の意思や努力によって変更できない事実によって差別するものであり、憲法第十三条、第十四条及び第二十四条第二項に反することは明らかである。最高裁においても、相続差別を撤廃すべきであるという意見が何度も述べられている。

さらに、女性にのみ課される再婚禁止期間についても科学技術の発達により男女間に差を設けるべき根拠は既に失われており、憲法第十四条からは婚姻年齢の統一も当然に要請されることである。

平成二十二年における重度障害者医療費助成制度の継続を求める意見書

神奈川県は昨年十月の県政綱要に併い、医療窓口における一部自己負担の導入と、六十五歳を超えて新たに障害者となった方の制度適用除外を実施し、本年十月から前記二条件に加えて所得制限を追加実施するに至りました。

透析患者は、他の難治性疾患に苦しむ患者同様、国の厚い制度対象として認定されています。具体的には、高額療養費特例三特定疾病療養受療者として一月月の自己負担限度額が一万円に、上位所得者については限度額二万円と負担の軽減措置がそれぞれ図られています。今般の医療費助成制度改定に伴い、県は更生医療への切りかえにより、少額の自己負担で済む方法への転換を強く勧めますが、この方法こそが透析患者にふさわしい最善の選択なのではないかと、多くの合併症を抱える透析患者にとっては、更生医療は対象疾患が限定され過ぎており変更できないと考えています。最大の理由は、更生医療は対象疾患の切りかえにより、合併症治療の一部自己負担が生じる旨懸念しています。

そもそも透析患者の命を救う治療に、一部とはいえ負担が生ずることに無理があるもので、憲法第十五条に定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書かれた国民の生存権にそぐわないものとされています。

そこで、神奈川県に対して、透析患者の生活実態と治療の特異性にかんがみ、国制度を補完しつつ県内透析患者の病態に配慮した神奈川県独自の制度創設を強く求め、平成二十二年度も引き続き現行の障害者医療費助成制度の継続を強く求めます。